

吹田市水道部水道工事交通誘導警備業務（長期継続契約）についての仕様書

（交通誘導警備業務内容）

交通誘導警備業務（以下業務とする）内容は次のとおりとする。

- （1） 水道工事現場における通行車両や歩行者及び水道部所属職員の安全誘導、その他警備業務全般を行うものとする。
- （2） 前号の安全誘導の方法等は、水道部職員の指示するものとする。

（業務場所の指示）

業務の対象となる地域は吹田市内全域とし、警備する場所は水道部職員が指示する工事現場とする。

（業務場所への出勤）

業務場所への出勤は、速やかに移動できる車両にて、警備員各自において行うものとする。また、休日及び勤務時間外の緊急工事においては、水道部職員の指示する工事現場へ速やかに出勤し業務につくものとする。

（勤務時間及び警備員の員数）

勤務時間は、休日を除く月曜日から金曜日までの、それぞれ 9 時から 17 時 30 分までとし、警備員の員数は 2 名とする。ただし、水道部職員の指示する場合はこの限りでない。

（検定合格警備員の配置）

大阪府公安委員会告示第 109 号の規定により、該当路線において業務に従事する際は前項の員数 2 名のうち 1 名以上は交通誘導員 A を配置する。

（休日）

休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。

（権利の譲渡及び一括請負の禁止）

この契約によって生ずる権利、又は業務を第三者に譲渡もしくは継承させてはならない。また委託業務を第三者に委託してはならない。

（秘密の保持）

警備員は業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（補足）

警備員は業務の履行に当たって、態度、言語ともに礼儀正しく、敏速に行動し、市民に不快感を与えることのないよう勤める。

（委託期間）

令和 4 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。（3 年間）

本業務は地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。

翌年度以降の予算が減額、削除された場合には、契約の変更、解除もありうる。